

国見町告示第44号

国見町建設工事等入札参加資格制限措置要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和7年6月1日

国見町長 村上利通

国見町建設工事等入札参加資格制限措置要綱の一部を改正する告示

国見町建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成25年国見町告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「建設業法（昭和24年法律第100号）」を「建設業法」に改め、同項第3号中「第2号」を「前号」に改め、同条第2項第8号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第6条第1項第4号中「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）」に改め、同条第2項中「独占禁止法第7条の2第7項から第9項」を「独占禁止法第7条の4第1項から第3項」に、「第5条」を「前条」に改める。

別表第2中「禁錮刑」を「拘禁刑」に、「

前項及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
--	----------------------

」を「

前項及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
--	----------------------

」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。